

委託業務特記仕様書

(委託業務の目的)

第1条 本仕様書は、徳島県県土整備部東部県土整備局吉野川庁舎が管理する一般国道・主要地方道・一般県道を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として実施するものである。

(土木工事共通仕様書)

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。

(業務実施時期等)

第3条 本業務の実施時期は監督員と協議して定めるものとする。

(業務内容)

第4条 舗装修繕業務は、主な業務内容を次のとおり実施するものである。

(1) 舗装打換・切削オーバーレイ・パッチング等

(2) 本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督員と協議して定めるものとする。

(出来高の算出)

第5条 舗装修繕業務における数量は、予定数量であるため、実施時においては、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

2 作業量を出来形<寸法>管理することが困難な場合は、実績日報・写真（別紙-1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。

(一般廃棄物溶融スラグの使用)

第6条 本工事に使用するアスファルト混合物には、次の施設で溶融固化されたスラグを使用できるものとする。

施設名：中央広域環境施設組合中央広域環境センター

ただし、本仕様書のほか、「徳島県一般廃棄物溶融スラグ使用基準(H27.2)」に適合しなければならない。

(溶融スラグの品質管理)

受注者は、溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物を使用する前に「JISA5032：一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」による溶融スラグの試験結果および配合報告書を、監督員に提出しなければならない。

有害物質の溶出量及び含有量基準(JISA5032)

項 目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
ひ素	0.01mg/L以下	150mg/kg以下

総水銀	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
セレン	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素	0.8mg/L以下	4、000mg/kg以下
ほう素	1mg/L以下	4、000mg/kg以下

(配合)

- 1 溶融スラグ細骨材の混合率は、質量比10%以下とする。
- 2 配合設計は、原則としてマーシャル安定度試験により行い、マーシャル特性値から最適アスファルト量を求めるものとする。ただし、徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱に基づく生アスファルト合材使用承諾通知をうけたものについては、この限りではない。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第7条 本業務は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事等であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象)

第8条 本業務は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事等である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第9条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(事故報告)

第10条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

(受注者の責任)

第11条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(使用機械)

第12条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

(履行する際の注意事項)

第13条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。